据置型定期預金
（半年複利型定期預金　愛称:貯蓄名人）

（2025年7月1日現在）

1.商品名（愛称）	●据置型定期預金（愛称:貯蓄名人）
2.販売対象	●個人のみ
3.期間	●最長預入期間5年(据置期間6か月) ●最長預入期限日を満期日とする、自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	 ●一括預入 ●1円以上1,000万円未満 ●1円単位
5.払戻方法	●据置期間(6か月)経過後は払出し自由とします。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	●預入時の店頭表示の利率を適用します。 預入金額により、300万円未満、300万円以上の区分で設定します。 次の預入期間に応じた利率を適用します。 6か月以上、1年以上、2年以上、3年以上、4年以上、5年 なお、預入金額が当初300万円以上で、一部払出し後の残高が300万円未満となった場合、一部払出日以降の適用利率は預入時の300万円未満の利率を適用します。 ●払出し時に一括して支払います。 ●付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6か月毎の複利計算とします。
7.利子課税	●2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加的に課税され、源泉徴収率は20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 ●マル優の取扱いができます。
8.中途解約時の取扱い	●据置期間内に解約する場合は、普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。
9.満期日以後の利息	●満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
10.金利情報の入手方法	●最新の店頭表示金利については店頭またはホームページ等でご確認ください。
11.付加できる特約事項	●自動継続扱いのものは総合口座の取扱いもできます(貸越利率は、担保定期預金の最長預入期間の適用金利に0.500%を上乗せした利率)。
12.預金保険の適用	●預金保険制度の対象商品です(当行に複数口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。
13.当行が契約している指定紛争解決機関	●全国銀行協会相談室 連絡先0570-017109　または　03-5252-3772 〔受付日:月～金曜日(祝日および銀行休業日を除く)受付時間:9:00～17:00〕